

# 一般社団法人 日本病院会 定款施行細則

一般社団法人日本病院会定款第 54 条の規定による施行細則を次の如く定める。

(入会届の様式)

第 1 条 一般社団法人日本病院会定款(以下定款という)第 6 条の規定による入会届は第 1 号様式による。

(退会届の様式)

第 2 条 定款第 7 条の規定による退会届は第 2 号様式による。

(会費)

第 3 条 定款第 8 条の規定による年額会費はつぎに定める額とする。但し事業年度途中で入会した会員の当該年度の会費は下記算式による月割計算の額とする。

会費 × (入会した月以降 3 月までの月数 / 12 ヶ月)

正会員 基本会費と病床数別会費の合計額とする。ただし、病床数が 50 床以下の正会員については病床数別会費を免除する。

また、病床数が 50 床を超え 100 床以下の正会員については病床数別会費に替えて一律 6,000 円を基本会費に加算した額とする。基本会費は 20 床から 200 床までは 1 病院 78,000 円(月 6,500 円 × 12)、201 床以上 300 床までは 84,000 円(月 7,000 円 × 12)、301 床から 400 床までは 104,000 円、401 床から 500 床までは 114,000 円、501 床から 600 床までは 124,000 円、601 床以上は 134,000 円。病床数別会費はつぎによる。

一般病床	一床につき 160 円
療養病床	一床につき 160 円
精神病床	一床につき 160 円
結核病床	一床につき 130 円

一般病院にある結核病床も 130 円で計算する。ただし、600 床をもって上限とする。

特別会員 A 人間ドック健診施設の会員

50,000 円

B 個人の会員

会費免除

賛助会員 A 株式会社等主として会社 組織の会員

100,000 円

B 社団法人・財団法人・その他法人および個人経営的な企業の会員

50,000 円

C 正会員として入会することが困難な病院の代表者で個人的に入会した会員

30,000 円

D 個人的に入会した会員

20,000 円

(会長代行)

第 4 条 定款第 16 条で定める会長代行副会長職務及び権限については、選任時に順位を定めておき、会長不在等の時に会長の職務を代行する。

(業務執行副会長)

第 5 条 定款第 16 条に定める業務執行理事の職務及び権限は、以下の区分とする。

総務担当副会長	1 名
医療政策担当副会長	1 名
人材育成担当副会長	1 名
情報発信担当副会長	1 名

(会長、顧問および参与の再任)

第 6 条 会長の再任については、特別の事情がある場合を除き、3 期を限度とする。

2 顧問および参与の再任については、原則として、3 期を限度とする。

(選挙規程)

第 7 条 選挙規程は別に定める。

(代議員の定数)

第 8 条 前項の定数は公私病院の均衡をはかるものとする。

2 公私の区別はつぎのとおりとする。

公とは、医療法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に(独)国立病院機構等を加えたもの。

私とは公を除いたもの。

(理事の選出)

第 9 条 理事ならびに常任理事の数は公私病院の均衡をはかるものとする。

2 理事の定年は原則として 78 歳とする。

なお、任期中中に定年に達した場合には当該任期中はその職務を行う。

( 常任理事会の運営 )

第 10 条 定款第 41 条の規定による常任理事会については、理事の職務の円滑な遂行に寄与するために運営する。

2 常任理事会は原則月 1 回開催する。

( 委員会の業務 )

第 11 条 定款第 43 条の規定による委員会は、次の業務を行う。

- ( 1 ) 会長の諮問事項に対する答申
- ( 2 ) 会長に対する建議
- ( 3 ) 所轄する事項の処理
- ( 4 ) その他委員会の目的達成に必要な事項

2 委員会委員の任期は役員の任期に準ずる。

( 規程の変更 )

第 12 条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

( 支部の名称使用 )

第 13 条 理事会の議決により、日本病院会の支部として、他の団体に支部の名称を使用させることができる。( 例：日本病院会 県支部 )

附 則

1 . この細則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。